

令和 7 年度 第 1 回四街道市ごみ処理対策委員会 会議録

【開催日時】

令和 7 年 5 月 21 日（水） 14：40～16：40

【開催場所】

四街道市クリーンセンター会議室

【出席者】

委 員	荒井 喜久雄委員（会長）、矢澤委員（副会長）、中山委員、松坂委員、宮崎委員、麻生委員、櫻井委員、古川委員、荒井 秀一委員、土門委員、神田委員、福田委員、中田委員 （計 13 名）
事務局	多田環境部長、青木環境部副参事、立崎廃棄物対策課長、池田ごみ処理施設整備推進室長、田中廃棄物対策課計画係長、水藤主任主事、佐納主任主事、株式会社環境技術研究所（2 名） （計 9 名）

※傍聴人 0 名

会 議 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

- （1）四街道市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
- （2）その他

4 閉会

事務局

それでは、改めまして皆さんお疲れさまでございました。

それではですね、本当は定刻、2時40分からとスタートとさせていただいているのですが、ただいまから始めたいと思います。

まず定刻前なんですけど、ただいまより令和7年度第1回四街道市ごみ処理対策委員会を開催いたします。

本日は13名の委員のご出席をいただいております、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第2項に規定する委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議を始める前に、本日の資料を確認させていただきます。

今日配付させていただいて、机の上に置かせてもらったのですが、ちょっとそちらのほうから確認いたします。

まず会議次第、それから席次表、それから承諾書というものがあります。あと日程調整表、で、数値目標についてというものの資料になります。ごめんなさい、ちょっとたくさんあります。次にサブタイトル案。最後に資料16 差し替え資料になります。資料の16、下のところにA3の資料になります、資料16と書いてあります、A3の資料ですね、最後。当日の資料がこれ以上になりますが、何か漏れ落ち等ありますでしょうか、大丈夫ですか。

もう一枚、ごめんなさい、差し替えの資料がございまして、それがグラフの資料。再資源化の推進に関する現状と課題って上のほうに書いてあるんですね。大丈夫ですか。

それと事前に送付させていただいております、四街道市一般廃棄物処理基本計画（素案）になります。こちらのほうは大丈夫ですか。

それでは続きまして、荒井会長よりご挨拶のほうをいただきたいと思います。荒井会長よりお願いいたします。

荒井会長

皆さん、こんにちは。今日はご苦労さまでございます。昨日なんかも非常に暑くて、何か相当の地域で真夏日を記録したということみたいです。今日暑かったようだなと思ってたんですけども、幸い少し風が涼しいような状態になったと思います。

ただ、今日は見学をするということで、見学をさせていただいたんですけども、長い階段を結構歩かせていただいて、トレーニングさせていただきました、どうもありがとうございました。最近の施設では、ああいう階段を上って見学するというケースはなくなって、手すりがついていたり、スロープになっていたりして改善はされていますので、今日見た施設が焼却炉も含めて、全国の今のスタンダードではないということ、ただ、適正使用していることは、この施設でも間違いないということを確認させていただきたいと思います。

ごみ処理対策委員会ということで、ごみ処理全体の、どのようにしていただけるかということの検討になるかと思うのですが、今日も見ましたように、やはりごみの排出を押さえ込む、リサイクルということも非常に重要な観点になってくるのかなと思ってます。

その辺は議題の中で用意がされているようですので、ない知恵を絞りながら、皆さんと共に検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局	ありがとうございました。 この後の会議の進行についてなんですけれども、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第1項の規定によりまして、荒井会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
荒井会長	それでは会議次第に従いまして進行をいたしますので、ご協力をお願いいたします。 議事に入る前に、議事録署名人の選出について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	会議録の作成につきましては、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第6条第1項の規定に、「会長は会議終了後、速やかに会議録を作成し、これを保存しなければならない」となっています。議事録を作成、保存するに当たり、内容を確認していただく議事録署名人を選出させていただきます。選出方法は特に決まっておりませんので、会長のご指名により議事録署名人を2名選出させていただきます。 事務局からは以上です。
荒井会長	ありがとうございます。 それではただいま事務局から説明がありましたとおり、私から議事録署名人を指名させていただきます。 議事録署名人は古川委員さんと宮崎委員さんをお願いいたします。いかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
荒井会長	どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。 次に、会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。
事務局	会議の公開・非公開につきましては、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第4条に、「委員会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない」と規定されています。 事務局では、本日の会議が個人情報に関すること、及び公開することにより議事運営に著しい支障が生じるものには該当しないものと考えておりますが、同条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開の決定については、会長が委員会に諮って決定するものとなります。 事務局からは以上です。
荒井会長	それでは、事務局から説明がありましたとおり、運営要領第4条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開につきまして、委員の皆様にお諮りいたします。 本日の会議を公開としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
荒井会長	どうもありがとうございます。

異議なしということで、本日の会議は公開といたします。

会議資料については、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、傍聴人は会議資料を閲覧することができますが、このうち会議次第以外の資料については会議終了後に回収するというのでよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

荒井会長

どうもありがとうございます。

異議なしということですので、会議次第以外の資料につきましては、会議終了時に回収させていただきますことといたします。

それでは、傍聴人の方がおられましたら入室をお願いいたします。

事務局

現在、傍聴人はおりません。

以上です。

荒井会長

それでは、傍聴人がいらっしゃらないということでございますので、この後、傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、会議の途中であっても、随時入室していただくこととします。

それでは、会議次第の第3の議事に入ります。

議題1の四街道市一般廃棄物処理基本計画（素案）についての説明を、事務局よりお願いいたします。

事務局

着座にて説明させていただきます。

前回のごみ処理対策委員会でお示した骨子案及び委員の皆様よりいただきました意見を基に素案を作成いたしました。

それでは、お手元の四街道市一般廃棄物処理基本計画（素案）についてご説明いたします。

1枚開きまして、目次をご覧ください。

第1章を「一般廃棄物処理基本計画について」としまして、計画の全体的な概要を示しております。

第2章を「四街道市の概況」として、四街道市の状況をお示ししています。

第3章から「ごみ処理基本計画」として、3の1に現状と課題を記載、3の2に今後10年間の目標、方針等を示しています。

食品ロスの削減につきましては、ごみ処理基本計画にも含まれておりますが、重点的に取り組んでいくため、章を分け、第4章を「食品ロス削減推進計画」としております。

第5章を「生活排水処理基本計画」として、5の1に現状と課題、5の2に今後10年間の目標、方針等を示しています。

その後ろに資料編として、今回の計画に係る資料を掲載しています。

それでは主な部分について説明をさせていただきます。

まず、ごみ処理にかかる現状と課題についてから、ごみ処理基本計画のほうから、45ページをお開きください。

こちら、本日訂正の資料をお配りさせていただきましたので、1枚の訂正の資料のほうをご覧いただければと思います。

リサイクル率につきまして、集団回収量や資源物の収集量が減少しており、令和5年度では焼却残渣の一部を再資源化したことによりリサイクル率は上昇しましたが、千葉県平均を下回り、現時点では目標に達しておりません。こちらに記載している文章が、「収集量の減少に伴い微増」となっております。少し意味が異なるかと思しますので、次回、案をお示しする際には精査して、文章を整えたいと思います。大変失礼いたしました。

課題としましては、「ごみの減量を積極的に推進する一方で、リサイクル率を現状以上に上昇させるためには、検討すべき事項が多く、また経費も関係してくることとなりますので、排出抑制と再資源化は総合的に考えていく必要があります」というように、46ページに記載しております。

続きまして、48ページをお開きください。

こちら②中間処理につきまして、本日視察をしていただいたこのクリーンセンターは、稼働から35年以上がたち、適時修繕を行いながら稼働をしている状況です。現在、次期ごみ処理施設等整備推進事業を進めているところです。

次に、5)最終処分につきまして、本市には最終処分場がなく、焼却残渣を他市にある最終処分場で処分しています。令和5年度から焼却残渣の一部を再資源化していますが、「まずは徹底したごみの搬出抑制に取り組むとともに、資源をできる限り回収して、実際に埋め立てる最終処分量を可能な限り少なくする必要があります。」と記載しております。

49ページをお開きください。

その他の課題としまして、近年リチウムイオン電池等の混入による火災事故等が発生しておりますことから、②として適正処理困難物について、その他③マイクロプラスチックの問題、④不法投棄について、⑤災害廃棄物への対策等を記載しております。

現状と課題につきましては、その後の目標、方針、施策につながるよう、内容、記載方法を含め、再度体裁を整えまして、案の際にもう少しきちんとした形でお示しできればと考えております。

次に今後の計画についてとなります、51ページをお開きください。

前回の委員会でもお話しさせていただきましたが、基本理念は前計画の理念を引き継ぎ「循環型社会形成推進に向けて、市民・事業者・行政らが協働して取り組み、環境に優しいまちの実現へ」といたしました。サブタイトルはまだ決定しておりません。本日の配付資料としてもお伝えをしておりますが、いくつか事務局で案を考えた物をお示しをしております。本日の審議の中で委員の皆様からのご意見でしたり、案を頂戴し、あるいは次回8月に案をお示しする予定でございますけれども、そのときにもご意見をいただきながら決定してまいりたいと思っております。

基本方針につきましては、前回の委員会で「リデュース (Reduce)」、「リユース (Reuse)」、「リサイクル (Recycle)」の3Rに「リフューズ (Refuse)」を加えた4R、それに「適正処理の構築」を加えた5項目にさせていただきたいとお話をさせていただきました。そのときと方針の順番を変えまして、52ページのイラストにもありますように、まずはごみとなる物を回避、発生抑制し大事に使っていく。ごみとなった物は極力リサイクルし、最終処分量を減らす。イ

ラストにはその下に、恐らく最終的なごみとなった物の適正処理ということで、ごみになるものが入ってくるかと思えますけども、その流れに合わせた順番で方針を並び替えております。

53 ページの推計につきましては、これもまた本日の資料としてお配りをさせていただきました。1 日あたり排出量は令和 5 年度の実績が 726 g、ありますか、表になった物が、1 枚のものが。こちら資料編で、A 3 の用紙にもなっているんですが、それを A 4 のもので、現状と中間目標値、令和 17 年度の目標年度の数値のみを抜粋した表を、本日お配りさせていただいております。そちら、令和 5 年度の実績が 726 g、令和 12 年度を 617 g、令和 17 年度を 551 g としました。

続きまして、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を令和 5 年度の実績が 491 g、令和 12 年度を 430 g、令和 17 年度を 381 g としました。

大変失礼しました。A 4 の表の最終目標年度を、本来令和 17 年度が最終目標年度になりますが、令和 18 年度と記載をしております。正しくは令和 17 年度となります、大変失礼いたしました。

続いて説明をさせていただきます。

リサイクル率について、令和 5 年度実績が 20.7%、令和 12 年度を 16.2%、令和 17 年度を 15.3% としました。

最終処分率につきまして、令和 5 年度実績が 7.9%、令和 12 年度を 9.1%、令和 17 年度を 9.2% としました。

詳しい内容につきましては、本日お配りした A 3 の資料に毎年度の推計が載っておりますので、ご確認をください。

修正をしているのはリサイクル率のみとなっておりますので、事前にお配りした資料でも、リサイクル率以外のものは、数値はそのままとなっております。修正をしておりますのはリサイクル率の数値となります。

続きまして、総排出量、家庭系ごみ処理量につきましては、令和 2 年度をピークに現在減少傾向にあります。今の計画、中間見直しではごみ処理手数料制度導入による効果が、令和 7 年度までは持続されると見込んでおりました。現在の排出量は、この有料化導入の効果が含まれておりまして、このまま減少が続くということは考えにくいのですが、今後もごみ減量の施策を推進していきまして、減量を考えられる予測値としております。

逆にリサイクル率につきましては、現状として集団回収量、資源物の回収量が減少をしております。また、新聞購読の減少等、古紙量も減少しております。また、資源の店頭回収等が進んでおりまして、市に出される資源物の回収量は今後増える見込みがないとしまして、ごみ排出量が減りリサイクルを推進したとしても、リサイクル率は減少するという予測としました。

続きまして、最終処分につきましては、令和 5 年度の最終処分率は 7.9% と目標を達成しておりますが、その他の年度につきましては 9% 台で推移をしておりました。焼却残渣の資源化が大きく影響している結果となりまして、ただ、この焼却残渣に関しては経費等も考慮しなければいけないので、総合的に見て現在の、令和 7 年度の目標値を維持するような数値となっております。

続きまして、54 ページをご覧ください。

これからの施策の体系図となりまして、基本方針ごとの施策を示しております。

次の 55 ページから、基本方針、施策、主な取組を記載しておりますので、詳しくは 55 ページ以降で説明をさせていただきます。

55 ページをお開きください。

記載の方法としまして、まず基本方針を掲げ、SDGs、持続可能な開発目標の中で当てはまる項目を示しております。

なお、初めに示している開発目標「12 つくる責任つかう責任」が 2 つあったり、前回の現計画、中間見直しと若干ここの確認が取れていない部分がございます。申し訳ございません。次回、案をお示しする際には、当てはまると思われる目標をお示しするようにいたします。

基本方針ごとの施策には、右側に、四街道市、市民、事業者といったような記載をしております。基本計画策定指針の中で、市、市民及び事業者が講ずべき方策を定めることとされておりますので、施策の右に、例えば四街道市と示されていたら、これは市が、ごみの排出抑制のために講ずべき施策について記載していますというような形で、分かるように記載をしております。

また、それぞれの方針ごとに重点施策を設けまして、重点的に取り組んでいくこととしました。

それでは、方針ごとの説明をさせていただきます。

まず、基本方針 1、発生回避（Refuse）の推進。ごみとなるものを受け取らない、ごみになるものを家に入れないための施策として、施策 1、マイバッグ・マイボトル等の利用促進。これを重点施策としています。これは四街道市、市民、事業者が取り組む方策としておりますので、説明しますと、例えば市民はマイバッグ・マイボトルを持参するように自ら行動をしていきます。事業者は買物時等、市民がマイバッグ・マイボトルの持参が進む環境を整えていきます。市は市民、事業者の取組みが進むように啓発等を行っていきます。というような形でそれぞれ取り組んでいく施策と捉えていただければと思います。

続いて、施策 1 の 2、過剰包装の削減。施策 1 の 3、不要なものの受け取り辞退。基本方針 1 はこの 3 点を施策として挙げました。主な取組は記載内容をご確認いただければと思います。

続きまして、56 ページをご覧ください。

基本方針 2、発生抑制（Reduce）の推進となります。家庭、事業者から排出するごみの量を減らすための施策として、施策 2 の 1、家庭系から排出されるごみの減量、施策 2 の 2、事業者から排出されるごみの減量、施策 2 の 3、食品ロス削減の推進、この 3 点を施策として挙げました。

この中で、施策 2 の 3、食品ロス削減の推進をこの中で重点施策としました。食品ロス削減につきましては、第 4 章に章立てて記載をしておりますので、後ほど説明をいたします。

続きまして、基本方針 3、再使用（Reuse）の推進。今のこの素案の状態では、ページの下段から始まっておりますけれども、次の委員会でお示しする案になりましたら、方針ごとにページを変え、体裁を整えてお示ししたいと思います。

57 ページをご覧ください。

リユースの推進にかかる施策としましては、施策 3 の 1 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクトの推進、こちらは重点施策です。これは四街道市総合計画にも掲載をしている四街道市独自のプロジェクトとなりますので、巻末の用語集ではなくて、コラムの形でこちらで説明

を入れさせていただきました。

内容としては、家庭で眠っているおもちゃや本、衣類などを集め、子育て世帯で再使用を促すことで、地域での資源循環を図り、また、子育て家庭への支援や、意識向上を図るもので、リユース活動を行う市民団体と連携をしながら進めていくプロジェクトとなります。

こちら、総合計画の他に、子育て世帯への支援ということで、こども計画のほうにも記載されているプロジェクトとなります。

続きまして、施策3の2、リユース活動の推進、施策3の3、民間企業との連携によるリユース活動の促進、以上の3点を基本方針3の施策としました。

58ページをご覧ください。

基本方針4、再資源化(Recycle)の推進となります。こちらは施策を4つ挙げさせていただきました。

施策4の1、資源物の回収による再資源化の推進、こちらを重点施策としています。本市は、製品プラスチックの集積所回収を県内でもいち早くスタートし、また、廃食油の集積所回収を行っているなど、他市町村と比較しても遜色ない、よりリサイクルしやすい資源物の収集体制を取っていると思います。今後も資源物として回収されたものがどのような製品にリサイクルされているかといった啓発とともに、新たな資源物回収に関する検討、あるいは効果的な回収方法の検討を進めてまいります。

続きまして、施策4の2、集団回収の実施、施策4の3、拠点回収の実施、施策4の4、店頭回収の周知・推進、以上、4点を再資源化の推進のための施策としました。

続きまして、59ページをご覧ください。

基本方針5、適正処理の構築です。こちらの名称につきまして、前回の委員会で、この中で例えば環境学習の充実等が入っているので、これが適正処理の構築ということではよろしいでしょうかというようなご意見をいただきました。本日お配りしたサブタイトル案の中に、併せて、この基本方針5の名称の検討も、これもちょっと委員さんに投げてしまっているような状況ですが、案を幾つか提示させていただきまして、どういったものがふさわしいかというところをご審議いただければと思います。

施策は6点挙げています。施策5の1、分別排出の徹底、施策5の2、環境学習の充実、施策5の3、循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定、施策5の4、最終処分の検討、施策5の5、不法投棄に対する取組、施策5の6、災害時に備えたルール・体制づくり、基本方針5にかかる施策は以上の6点となります。

この中で重点施策が、5の2、環境学習の充実と、5の6、災害時に備えたルール・体制づくりを挙げました。環境学習の充実につきましては、市の取組として、周知や啓発活動はどの方針、どの施策にも入ってきて、当然市として行っていくことではございますけれども、ごみ処理全般にかかる講座等の開催につきましては、こちらのほうに記載をさせていただきました。

また、災害廃棄物の関連ですね、昨年の能登半島地震ですとか、近年頻発する集中豪雨、将来発生が予測されている南海トラフ等の地震、そういったことに常日頃から災害に備えていくことが重要となっています。災害廃棄物の処理も、初めに分別を徹底して処理を進めることが、その後の処理にかかる時間、費用に大きく影響をしていきますので、重点施策とさせていただきます。

ごみ処理基本計画に係る内容は以上となります。

次に、食品ロス削減推進計画について説明をいたします。

64 ページをご覧ください。

今年 1 月に行いました食品ロス量の調査結果を記載しております。市内の 2 か所、千代田地区、もねの里地区で可燃ごみを採取しまして調査した結果、全ごみ量に対する食品ロスの量が、令和 3 年 1 月の調査では 8.48% だったのに対し、令和 7 年 1 月の調査では 9.29% と全可燃ごみ量に占める食品ロス量の割合が増えております。ごみの量自体は減ってはいるんですけども、その中に占める食品ロスの量が増えているといった調査結果となりました。量にしますと、令和 3 年時点では、1 人 1 日あたり 38.5 g でしたのが、令和 7 年 1 月では 37 g となりました。調査試料のばらつきもあるかと思いますが、この 4 年間で 1.5 g の減少にとどまっております。令和 7 年度の目標値を 29 g と設定しておりましたので、目標値からかなり離れた結果となりました。

66 ページをご覧ください。

こちら、国、県のデータも載せております。令和 4 年の農林水産省調査による国民 1 人当たりの食品ロス量が 103 g とされておりまして、その量と比較すると少ないものの、ごみ処理基本計画の説明のほうでもありまして、ごみの減量には食品ロスの削減に係る施策が重要となってまいります。

食品ロス削減施策の実施状況としましては、この 4 の 4 から施策を記載しております。こちら案としてお示しする際には、ページの先頭から始まるように体裁を整えさせていただきます。

67 ページをご覧ください。

4 の 5、食品ロス削減推進計画として、今後の基本理念・基本方針を定めます。こちら案の時点で体裁を整えます。基本理念としましては「食品ロス発生量の削減に努め、環境に優しいまちの実現へ」、サブタイトルにつきましては、先ほども申し上げましたサブタイトル案のほうに幾つか案はお示しさせていただきました。本日の委員会、8 月の案をお示しする際等に皆様からご意見、案等をいただきまして、審議を得た上で決定をさせていただきたいと思っております。

目標年次につきましては、今回令和 12 年度、これは国が掲げている目標年次となります。そして、この基本計画の中間目標年度にもあたります。目標が令和 7 年度の目標値である、1 人 1 日当たり食品ロス量 29 g が達成できていない状況であったこと、まだかなり離れた数値であったことということから、事務局としましては令和 12 年度に、1 人 1 日あたり食品ロス量を 29 g 以下とさせていただきたいと思っております。

ただ、こちらの目標値につきましても、委員の皆様からご意見をいただければと思っております。

68 ページをご覧ください。

こちら食品ロス削減にかかる基本方針を 3 つ掲げ、それぞれの施策を示しております。説明につきましては、69 ページ以降で説明をさせていただきます。

記載と仕組みとしては、先ほどのごみ処理基本計画と同じ流れとなっております。

基本方針 1、食品ロス削減に係る普及啓発として、施策 1 の 1、食品ロス削減の啓発活動。施策 1 の 2、計画的な買い物の推進。施策 1 の 3、3 きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底の 3 つの施策を挙げました。

続いて、70 ページをご覧ください。

基本方針 2、食品ロス削減に係る仕組みの構築として、施策 2 の 1、フードドライブの実施。こちら重点施策と書いてあります。食品ロス削減に係る全ては重点施策ではあるのですが、こちら、フードドライブの実施につきましては、上位計画である環境基本計画の中で重点施策としておりますので、この計画の中でもこのように記載をさせていただきました。

続きまして、施策 2 の 2、食べきり協力店制度の拡大・充実、施策 2 の 3、行政による食品ロスの発生抑制、施策 2 の 4、食育を通じた周知・啓発、こちらの 4 つを施策として挙げました。

続いて、基本方針 3、循環利用の促進としまして、施策 3 の 1、生ごみ堆肥化容器の配布。施策 3 の 2、生ごみ堆肥化方法の広報・実践。施策 3 の 3、食品ロス（事業系）の削減の 3 つの施策を挙げました。

続きまして、73 ページをご覧ください。

生活排水処理基本計画となります。この図 5 の 1 の 1、生活排水処理フロー、令和 5 年度の図の左側をご覧ください。公共下水道の接続が 84%、合併処理浄化槽による処理 11.9%を合わせた生活排水処理率が現在 95.9%で、令和 5 年度の目標値 94.7%を達成している状況です。

85 ページをご覧ください。

基本理念につきましては、前回の委員会で申し上げましたとおり、現在の計画を引き継ぎ「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境に優しいまちの実現へ ～生活排水処理 100%に挑戦～」としました。

基本方針につきましては、前回の委員会でご意見をいただきましたので、検討し、基本方針 1 を「生活排水処理の推進」、基本方針 2 を「適正維持管理の推進」として、施策を挙げました。

なお、85 ページに記載のある基本方針と施策の数に誤りがあります。正しくはこちらの 86 ページ下の段にありますとおり、方針が 2 つ、施策が基本方針 1 に対して 3 つ、方針 2 に対して 4 つの施策を挙げて、7 つの施策となります。

それでは 87 ページをご覧ください。

こちらも施策の記載は、前の 2 つの計画と同様とさせていただいております。基本方針 1、生活排水処理の推進として、適正処理を推進するために、施策 1 の 1、公共下水道の普及。施策 1 の 2、高度処理型合併処理浄化槽の普及。施策 1 の 3、生活排水対策の実施の 3 つの施策を挙げました。

88 ページをご覧ください。

基本方針 2、適正維持管理の推進として、施策 2 の 1、適正な収集・運搬体制の維持。施策 2 の 2、中間処理施設の維持管理。施策 2 の 3、下水道設備の適正管理の実施。施策 2 の 4、災害対策。

以上の 4 つの施策を挙げました。

巻末には資料をつけています。

計画人口につきましては、資料の 11 ページをご覧ください。

こちら、今お示ししている資料が、令和 2 年 2 月改訂の人口ビジョンを使用しております。四街道市は、令和 6 年に人口が前年と比較して減少をしております。こちらに関して、今後、今の記載している人口ビジョンですと、令和 12 年度の人口がピークとなっておりますが、今後

変更となる可能性があります。案の時点では、正しく使う人口の推計を示した形でお示しができるかと思しますので、よろしくお願いいたします。御了承ください。

巻末には用語集を載せております。

先ほどのプロジェクトですとか、皆さんに周知したい内容につきましては、コラムという形で掲載をしまして、それ以外の用語に関しては、こちらの巻末の用語集のほうに載せております。

以上で、この一般廃棄物処理基本計画（素案）の説明を終了しまして、続いて、事前に委員の皆様からいただいたご意見、ご質問と、その回答を説明させていただきます。

まず意見として、前計画も同様でしたが、5 ページ、1 の6、計画の推進体制について、推進体制としては、庁内関係部局との連携や、市内関係団体との協議になるのでは。また、ごみ処理対策委員会への報告は5 ページ、1 の8、年次報告書の作成に記載してはどうかと意見がありました。

こちらは意見のとおり修正して、案でお示ししたいと思います。

続きまして、5 ページ、1 の9、計画の段階的な見直しについて、段階的のイメージがよく分からない。前計画は中間年度で見直しを実施している。計画期間が10年と長いことから、計画年度での見直しを基本としつつ、点検・評価の結果、ごみ処理対策委員会や市民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すというスタンスなのか、という質問をいただきまして、見直しにつきましては、前計画同様、中間年度での見直しを想定しておりますので、次回、案の際に表記を改めます。

続きまして、質問、次期ごみ処理施設について、分別・収集運搬等も含め、見直し計画に反映されていると考えてよいか、という質問をいただきました。こちらにつきまして、次期ごみ処理施設につきましては、今回の計画期間内は現施設での体制のために反映する予定はございません。なお、分別・収集運搬の体制につきましては、58 ページ、施策4の1、資源物の回収による再資源化の推進の主な取組として、新たな資源物回収に関する検討と記載をさせていただいております。

また、59 ページ、施策5の3、循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定の主な取組として、こちらの中、次期ごみ処理施設のことも書いてあるんですけども、効果的な収集・運搬体制の検討。新たなごみ処理施設の調査・検討という形で挙げております。主な取組という形ではございますが、効果的な分別・収集運搬体制につきましては、今後も調査・研究して検討を進めてまいります。

続きまして、意見として、廃棄物中のリチウムイオン電池による事故が近隣自治体や全国的にも大きな課題となっている。廃棄物処理における安全の確保の観点から、その他の課題に加えてはどうか、ということで、いただいた意見を参考にして、内容を再検討してまいります。

続きまして質問、41 ページの⑥エコショップよつかいどう認定制度について、メリットが少ないためか、なかなか店舗数が増加しないと以前の委員会で話し合われていたが、今回1店舗減少してしまったとのこと。その一方で、今までは牛乳パックやトレーしか回収していなかったところが、瓶や缶を回収するようになった店舗もある。企業姿勢による違いもあると思うが、事務局としてこの状況をどう分析しているか、といただきました。

昨年度のエコショップよつかいどう認定制度の活動については、産業まつりの廃棄物対策課

のブースでの紹介ですとか、認定店舗に対して、現在の活動状況の照会を実施いたしました。

今後、施策にも記載があるとおり、店頭回収実施店舗の紹介等、情報発信ですとか、エコショップ制度自体につきましても、基本計画の中でもご説明したとおり、店舗自体で資源物の回収をしているところが多くなってきておりますので、内容の精査を行ってまいりたいと考えております。

続きまして意見です。語句について、相互参照をできると資料が読みやすくてよくなるのではないかとご意見をいただきました。いただいた意見を参考にして、内容を再検討してまいります。

続きまして意見です。62 ページからの食品ロスについて、ボランティアでフードドライブに寄付された食品を活用させていただいているが、種類も量もかなりある。今まで全てごみになってしまっていたと考えられるため、フードドライブはとても有意義な取組であり、ぜひ続けてもらいたいということで、今回、フードドライブが重点施策にもなっておりますとおり、今後も継続をしていく予定でございます。

続きまして、1 ページ、1 の 1、計画策定の趣旨について、本計画は単に前計画が目標年度を迎えることから策定する印象を受けます。前計画の総合的な成果と課題を踏まえて、新たな計画の重点目標等にも言及したほうがよいと思います。また、前段の法律施行の経緯等はずっとコンパクトにしたほうがよいのではないかと意見をいただきました。こちら、いただいた意見を参考に、案までに内容を再検討させていただきます。

続きまして、意見と質問です。1 ページの最終行で、一般廃棄物処理基本計画を「本計画」と定義しているので、全ての記載を合わせたほうがよい。3 ページ、1 の 3、1 の 4 の「本基本計画」、5 ページ、1 の 7 では「一般廃棄物処理基本計画」と記載されている、また、2 ページの 4 行目と 63 ページ 2 行目の「本計画」は定義どおり一般廃棄物処理基本計画を指しているものでよいのか、という意見、質問をいただきました。

ご指摘いただきました箇所、精査の上、文言を統一するように修正しまして、次回の案でお示しさせていただきます。

続きまして質問、67 ページ中段、4 の 5 (1) に記載されている「本理念」は「基本理念」ではないか。ご指摘のとおりですので、修正をさせていただきます。

続きまして、85 ページの 2 行目、(1) 基本方針は 67 ページとの整合性の観点から、(1) 基本理念・基本方針とすべきでは。

ご指摘のとおりですので、修正をさせていただきたいと思います。

続きまして、生活排水処理基本計画の基本理念は前回のものを踏襲するのか。

前回の委員会でもご説明をさせていただきましたとおり、事務局としては前回のものを引き継いで、同じ基本理念で進めていきたいと考えているところです。

少し説明の中でもお話をさせていただきましたが、サブタイトル案ですとか、委員の皆様に考えていただきたいことをこちらからたくさんお願いを申し上げているところです。お知恵を拝借していいものをつくりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

荒井会長

ただいま事務局から、いろいろ説明がありました。非常に他分野に渡っていて、説明内容も

広がっていますが、その説明を聞いて、今まで提示された素案等を参照しながら、なおかつ、まだちょっとこの辺考えてほしいね、あるいはこれ考えるべきじゃないのというご指摘がありましたら、ぜひ広い分野で結構ですので、ご指摘願いたいと思います。

どうぞ、もしご意見ございましたら、挙手の上お願いいたしたいと思います。

ちょっといいですか、サブタイトルの案を出されているんですけど、これは皆さんから意見を聞いて採用する、あるいは皆様方の今までの議論を基に事務局のほうで決めていくという方法を取るのか、それをちょっと教えてもらえますか。

事務局

サブタイトル案の用紙のほうに、ごみ処理基本計画のサブタイトル案と、食品ロス削減推進計画のサブタイトル案を載せさせていただきまして、併せて、ごみ処理基本計画の基本方針5も案を載せておりまして、事務局のほうでまだ絞らずにといいですか、委員の皆様がどのようなものかいいと考えていらっしゃるのかのご意見をお伺いして、それがいいんじゃないかというような形のまとまりがあるようでしたら、もちろんそれを採用したいと考えておりますし、こういった方向で決めていただきたいというようなご意見でしたら、そのご意見を基に、次の案のときにある程度もうちょっと絞った形、もしくはこれはいかがでしょうというような案をお示しできればと考えております。

以上です。

荒井会長

そしたら、サブタイトル案という形で出てるけど、これについて皆さん方の意向があれば、意向を反映した形で、8月の案のときに提示したいということですね。

事務局

はい、そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

荒井会長

はい、どうもありがとうございます。何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

神田委員

神田です。

以前から生ごみ堆肥のことを時々お話ししてると思うんですけども、具体的に計画にも書いてくださってるんですけども、私としましては、講習会を年に一、二回するよりも、さらに今度の事業計画においては、もう一步踏み込んで、学校での子どもたちを含めての、その生ごみはこういうふうになるとか、学校で出た草木類をこういう方法で地面に返すことができるというような講習会をしていただけると、ここの見学を小学校4年生のときにしてらっしゃるということですので、3年生か5年生でさらに家庭の生ごみや学校の生ごみや草木類はこうすれば土に返る。

私、最近、中村桂子さんの「人類はどこで間違えたのか」という本を読んだんですけども、やっぱり土に戻すということがすごく大事なことで、都会ではそれはできませんけれども、四街道市ではまだ十分それをできる余裕があると思うんですね。それをやっていくと時代の最先端になると思いますので、ぜひ子どもたちと、それから子どもたちを育ててる親の世代に届くように、公民館でやるのじゃなくって学校に出向いて保護者や何かが学べる機会をぜひつくつ

ていただきたい。具体的なことですけれども、年2回ぐらいの今までと同じ形の講習会でするというふうにするのは、ちょっとこの先寂しいかなと思いますので、ぜひその点お願いしたいと思います。

私も実際に庭で、できるだけ庭に埋められるところに生ごみを埋めてます。キャベツの外側だとかバナナとか。考えてみますと、お肉とかそういうものはなかなかそういうわけにいかないんですけれども、かなり埋められます、細かくして。

今はだしやなんかもだしパックで、お茶なんかもティーパックになってますから、一手間かかりますよね、それを破いて土に捨てるということさえすれば、プランターなんかでも、そのほうがね、植物もすごく生き生きとしています。この1年間試しにやってみたんですけれども、肥料は一切使っていません。でも、ご近所の方に目の前の、玄関のお花きれいねって、私も実際そう思います。お米のとぎ汁、それから納豆のお水、容器の洗ったお水、それから牛乳を、パックをゆすいだお水は容器に入れて、それをまくようにしてるんですけれどもね、すごいです、やっぱり効き目は。その分、水は汚れないし、ティーパックなんかは、ほんのちょっとしたごみですけれども、でも、それで植物がこんなに元気になるということは、子どもたちにすごい学びになっていくんじゃないかと。

私たち、ちょっとどっかに置き忘れてきていると思うんですけれども、中村桂子さんの本には、そのことがしっかり書かれておりましたので、四街道市はそういう希望がある市ですので、ぜひその辺からやっていただけると、正しくごみ処理に、未来に向けて見学ができるんじゃないかと思うんです。それをちょっと何ていうんですか、宝石のような花形にしていただけると楽しくなるんじゃないかなと思います。

以上です。

荒井会長

どうもありがとうございました。

生ごみの堆肥化についての全市的な取組、特に学校などでの教育、それについて取り組まれたらいかがでしょうかということなんだと思いますけどね。

何か。

事務局

今の子どもとその親御さん向けのというお話で、そこから広げていければというお話だったかと思うんですけれども、来年度の年次報告ではご紹介ができるかと思いますが、実は今年度、新たに小学生向けの講座、学校全員ではないんですけど、学校はどうしても授業の兼ね合いが出てきますので難しいところではあるんですが、廃棄物対策課の主催の講座として、子ども向け、子どもとその親御さん向けの生ごみの堆肥化の講座を今年度実施する予定でございます。

あと、学校で回収をしている草ですとかのお話が前にも出たかと思いますが、それもきちんと業者がリサイクルというか、ごみにはせずきちんと利用をしているというお話をいただきましたので、そういったところの啓発も含めて、きちんと自然に返るんだよということも改めて、この施策の中に取り入れてというか、実績として行っていきたいと考えております。

以上です。

荒井会長

どうもありがとうございます。

	神田委員さん、いかがでしょうか。
神田委員	はい、ありがとうございます。
荒井会長	やって、それをきちっと評価するということ非常に大事だと思うんで、今の説明を実行していったら、さらに前進できるのかなと思います。よろしくお願いします。 他に何かございますか。はい、どうぞ。
松坂委員	席次表を見ますと、みそら自治会となってるんだけど、自治会から言えと言われてるわけじゃないんで、一市民として申し上げます。 今日、1回目の委員会として、私、関心持ってるのは食品ロスなんで、前の委員会でも私申し上げたことあったんですけども、賞味期限の問題を取り上げたいと思うんです。 あらかじめ配られている、この資料、私も目を通してあったんですけども、この食品ロスの抑制だとか云々と、いろいろと考えておることは分かるんだけども、一番の問題は、消費期限は私はそんな反対じゃありませんが、賞味期限をやめてもらうように行政から国に対してね、そういう意見を申し上げるというチャンスはあっていいと思うんですけどね。 私調べたことはないんだけども、まだ使えるであろうものが、たまたま賞味期限が過ぎたために捨てられるということはたくさん見聞しております。私、古い人間ですけども、自分の官能でもってね、つまり、匂いとか味とかそういうものでチェックをするということが今行われていないようですね。ということでね、自分自身の判断で食べられるか否かという判断をさせるということで、国のその、実はこの賞味期限というのは客観的に決める手続は決まってないんですよ。事業者が勝手に決めているんですね。何か問題が出ると、その会社がいじめられるもんですから、非常に短くする傾向があるというのを聞いてます。ということで、例えば今日の12時まで、今日の日付があった場合、今日12時過ぎたらもう捨てるという人はいっぱいいるんですね。こういうことではロスがなくなる。 変な話ですけど、冗談半分で言いますと、廃棄物対策じゃなくて廃棄物抑制にしなければ駄目なんです、本当はね。だから、この賞味期限というものは、大きな政策の1つとして考えていかないと、本当の解決にならないだろうと。何というか、この食品ロスの削減にはつながっていかないと思う。 ただし、乳幼児であるとか、病人用の食品であるとか、特殊なそのケースはこれ別なんだけども、健康な、例えば私たちのような人たちは、自分で判断しなさいということをして、これやっぱり条例か何かつくってね、やるぐらいの発想を変えていく必要があるんじゃないでしょうか。この場所で議論しても結構だと思うんです。当然、私の意見に反対もあるはずなんですね。急にやめると問題があるかもしれませんが、ということで、この辺のところ、行政側のほうの担当のご意見も聞きながら議論していったほうがいいんじゃないでしょうか。委員長どうですか。
荒井会長	ちょっとまず事務局の考えから、ちょっとお知らせください。
事務局	ありがとうございます。

もしかしたら少しニュアンスが違ふかもしれないんですが、72 ページをご覧ください。

施策3の3、食品ロス（事業系）の削減ということで、72 ページのほうに食品業界における3分の1ルールですとか、販売機会を恐れての大量発注等の商習慣の見直しの呼びかけといったような形で、少し松坂委員さんのおっしゃられていることとは違ふかもしれませんが、そういった呼びかけは、こちらのほうも施策として入れさせていただいております。

また、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が、令和7年3月に閣議決定されまして、その中である程度その賞味期限の問題ですとか、例えばフードドライブの食品寄付に関するガイドラインですとか、持ち帰りのガイドラインですとか、ある程度その食品ロスの削減目標に向けた取組に関して、国のほうでも力を入れて、いろいろと示しているところでございます。

ですので、実際にこちらのほうでも行っていく際には、そういったものを参考にしながら施策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

荒井会長

基本的にその辺は視野に入っているようで、それで政府もそういった形で閣議決定をして、食品ロスの削減に向けて取り組んでいるよという、そういう理解でよろしいですか。

事務局

はい。

荒井会長

先ほど松坂委員さんもおっしゃったように、廃棄物対策なのか、廃棄物抑制なのかという点で言うと、やはりどうしても廃棄物分野の組織というのは、廃棄物対策でやらざるを得ないんだと思うんですけども、3Rとかこういうやつは排出抑制ということで、元から絶たなきや駄目ということをやっているとと思うんですね。

ですから、そういう意味で、この72 ページにある文書、それから閣議決定の中身を取っかかりに1年間やってみて、その成果を評価し直すということをやったらいかがでしょうか。

そういう取りあえず進め方でよろしいですか。いきなり全部がパーフェクトになるというのは。

松坂委員

別に反論ではございませんがね、消費期限内であっても使えなくなるものはあるんですよ。つまり、消費者自身が保存が悪い、密閉すべきものをしなかったがゆえにカビが生えたとかね、そういう消費者自身の責任で発生することはあるんで、賞味期限のみが決め手にはもちろんありません。けども、今の日本社会では、賞味期限があるがゆえに、まだ消費十分できる、時間的に余裕があるものが捨てられるということは、これは紛れもない事実なんですね。私いろんな仕事柄、世界中歩くんですけども、こういうことしてるのは私見たことないですよ。

私自身もね、腐ったようなものを食ってんだけど、まだ生きてるんですね、不思議な話だけど。そういうところで暮らしたこともあるんですよ。だから、それがいいということでは決していないんだけど、日本はあまりにもその人間の判断に情が入っちゃってて、法律とか条例でもって縛りすぎているために、親自身も学校でも教えない。例えば家庭科の授業で、子どもたちに持ってきて、これ食べられるかどうかというのは、やったこと、見たことないです。単純に印刷してあって、それが駄目だから捨てるという、こういうことではね、今はまさにデジタ

ル社会なんですね。こういうのはよくないと思うんですよ。皆さんも考えませんか、これ。

荒井会長

どうもありがとうございます。

今のご意見に対して、何か私こう考えているというふうな、委員の皆様のほうから意見ございましたら、よろしくお願いします。

なかなか条例で賞味期限決めるというのは、難しいかと思えますけども、運動として、いわゆる食品ロスをなくす、あるいは3分の1ルール、それから販売機会の喪失を恐れての大量発注等の商習慣の見直し、こういうきっかけを行政として取り組んでいく。急にはできませんから、そういったことを取っかかりに、まず、やっていくということが必要なと思って。

松坂さんのご指摘のところというのは非常に重要な観点を持っていると思うんですけど、段階的にやっていかざるを得ないのかなと思って。事務局いかがでしょうか。

事務局

検討させていただきます。

今回の食品ロスに関しては、食育の部分もございまして、庁内の関係しているところにも確認を取ったりしております。あと、国のほうも食品ロスに関しては、環境省の廃棄物側だけではなくて、消費者庁とか農水省とか、いろいろな関係省庁が合同で食品ロスに関しては施策を行っているところですので、その中で書ける範囲の文言を検討して、案をお示ししたいと思います。

荒井会長

だから趣旨については十分理解して、皆さん理解していることですので、どういうところから取り組むかということが重要になってきますので、取りあえず案の段階で、一応、次のステップをお見せするということで。

松坂委員

あまり真面目に考え過ぎないほうがいいですよ。

荒井会長

そうおっしゃっていただくと事務局も大分楽になりますけど。

閣議決定の中身なんかもあったら、次回、委員にお示ししてあげたらと思うんですけど。よろしくお願いします。

他に何かございますか。はい、どうぞ。

福田委員

本日お配りいただいた、P53、数値目標案についてなんですけれども、ここで目標のリサイクル率の目標について伺いたいたんですが、中間目標が16.2%、17年度の目標年度が15.3%になっております。令和5年度が20.7%、たしか令和5年度の分につきましては、今日お配りいただいた資料からも分かるように、全国平均を上回っていたんですけども、千葉県平均よりは若干劣っていましたけれども、全国平均は上回っていた。ただ、ここの数値だけをちょっと拝見しますと、何か極端に減ってるなという感じがしまして。これで全国平均を上回る、全国平均を予測しての数字なのか、その辺お聞きしたいなと思います。

家庭ごみ系にしろ、事業ごみ系にしろ、排出量は減っていますので、分母が減っているので、ちょっと何か極端だなという気が個人的にはしています。

荒井会長

ありがとうございます。

ページ 53 の数値目標についてということで、リサイクル率が令和 5 年度について 20.7%、令和 12 年度については 16.2%、それから令和 17 年度については 15.3 ということで、一般的に考えられる数値とするとちょっと減り過ぎじゃないかと。国の目標としては全体的にリサイクル率を上げようというのが目標ですから、何か数値的にしっくりしないんじゃないかというご指摘だと思います。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。

国の施策としては、当然リサイクル率を上げましょうということで示されております。こちらのほうが今までの実績を基に出しているものです。先ほども申し上げましたとおり、まずはクリーンセンターで行っている資源物の回収自体が毎年減っているということ、それから地域の自治会さんですとか子ども会、シニアクラブ、市民団体が行っている集団回収の量も毎年回収量が減っている、実施団体も減っているという状況でございます。

全体的な、社会的な問題、問題というわけではないかと思いますが、先ほども申したとおり、新聞の購読をやめてデジタルで見てらっしゃる方ですとか、その回ってくる量が少ないというのもあるかと思えます。

あとは、直接店舗で回収している、それこそ衣類ですとか、店頭回収を実施して事業者がもう責任を持って回収しているという部分に関しては、市のほうに回収量として含まれてこないもののがかなり多くあるかと思えます。

そういった中で、もしかしたら日本の国の全体としてはリサイクルが回ってるのかもしれないんですが、四街道市の中でのリサイクル率を推計しようとなると、どうしてもその増えた形での推計が見られず、何らかの施策をしたとしても増える見込みが今の時点では立たない、ごみの量自体は当然減らすようにこちらのほうでいろいろな施策を行うんですけれども、資源物に関してましては、現状として、これが、回収量が減っている中で、国のほうもこの回収量が増えることは難しいというような見込みを出しておりますので、国全体としての、その事業所での回収だったりとかという資源化量を増やすということはあるかもしれないんですが、四街道市内のこの一般廃棄物基本計画の中で取り扱うものから資源物を増やすのが難しい状況と、あとは初めにも申し上げましたとおり、令和 5 年度のリサイクル率が上がったのが、焼却残渣を資源化して灰溶融にしたことによるリサイクル率の上昇となっております。こちらに関しては、どうしても単価が、経費がかなり大きくかかってしまうところでして、そのバランスを見ながら行っていく必要があるということで、その量を全て資源化できるかというと、なかなかそういった形は難しいところがあるかと考えておりまして、それであれば、今までの平均的な 9% 台で最終処分、リサイクル率に関してもその部分をあまり大きく見ない結果、こういった数字になっているというのが現状です。

細かい数字、推計の計算方法に関しましては、委託業者のほうで計算を出しておりまして、説明ができますか。

やはり、あくまでも今までのこの推計、今までの実績を基に出している数値ということと、今後の予測として、それが増える見込みがあるかというところで判断して、今の数値を出しております。

	以上です。
荒井会長	この資料 16 に資源化量とリサイクル率が載っておりますけれども、今の説明のところというのはどこに出きますか、この中で。 焼却施設の資源化量というのが出て、何年だろう、令和 5 年に 406 トン、あとは 70 トンぐらいに激減してるんですけどね。それが今の説明のところ。
事務局	そうですね、16 ページの最終処分量の網かけになっている部分が、令和元年から令和 4 年までが、2,686、2,700、2,500、2,400 が、令和 5 年に焼却残渣の再資源化を行ったことによって 2,035 まで減っている状況ですが、これが今後もこういった数字ができるかというところはまだ、行ってはいるんですけども、こちらの数字がこのままでいくという形では見てはおりません。 あと、資料の 17 は素案のほうに入っているかと思います。こちらのほうで、上のほうから、生活系ごみ、事業系ごみという形で記載がありまして。
荒井会長	資料 17 はこれですね。
事務局	4) ごみ排出量(単純推計)という形になります。もともとの資料のほうに入っているかと思います。後ろのほうですね。素案の本編が終わりまして。
荒井会長	資料 17 って A 4 の資料の一番上に、4) ごみ排出量(単純推計)というのがある。
事務局	はい、そうですね。
荒井会長	ここの数値について、今、説明をしますという。
事務局	はい、4) ごみ排出量(単純推計)のところで、生活系ごみの中に資源物、家庭系ごみ、資源物、可燃、プラスチック、不燃、粗大、資源物とありまして、資源物を見ていただければ合計の数量が出るかと思うんですけども、この資源物だけ見ていただきましても、令和元年 4,266、令和 2 年 4,400、令和 3 年 4,200、令和 4 年 4,100、令和 5 年 3,925 ということで、その下に資源物、こちらが直接クリーンセンターで回収した資源物の量になります。令和元年が 3,356 から令和 5 年が 3,227 まで、その下に集団回収、生活系ごみの一番下の行が集団回収になりますけれども、令和元年が 877 から令和 5 年が 671 と減少傾向にございまして、全国的に見てもここの数字が、集団回収が増えることはないでしょうという予測から、実際の資源物の量として増やすのは難しいと。 あとリサイクルに大きく影響する、その焼却残渣の資源化量に関しては、施策として行っていく必要があるというところで、それを勘案した推計となりました。
荒井会長	資源化の取組はするけども、集団回収などを考えると、集団回収量が非常に減っている状況

にあると。

それから、もう一つは、焼却灰を資源化するか、しないかという判断の中で、やはり焼却灰の資源化というのは非常にお金のかかる話。大体トン4万とか5万とか、それぐらいかかると思うんですけども、それを考えると、やはりそのお金を他の事業に使ったほうがいいという判断が出てきて、埋立て処分をせざるを得ないということの結果としてリサイクル率が下がっているという説明だと思うんですけども、いかがでしょうか。

福田委員

ありがとうございました。

ちょっと単純に疑問に思ったのは、資源物が減るってことは分母も減るんですよね、当然。リサイクル率の計算式ちょっと分かんないんですけども、単純に減るってことは分子も減るし、分母も減るから、この減り方がもしちょっと個人的には、ちょっと大きいかなというふうに思ったもんです。

今の説明で一応納得できました、ありがとうございました。

荒井会長

どうもありがとうございます。

他に何かご意見。はい、どうぞ。

松坂委員

今日頂いている資料の中にサブタイトルっていうのがございますね。大分、職員の皆さんご苦労されたことはもうまじまじと分かるんですけども、一般廃棄物処理基本計画という立派な名前があるんだけど、これは本来は一般廃棄物抑制基本計画でないといけなかったはずなんです。もう出てしまったものは、これ対策するしかないことは、そのとおりなんですけどもね、これからの問題として考えるのがこの委員会の1つの役割もありますから、一般廃棄物、私こだわるんですけども、こだわりをもって言えば、抑制基本計画だったはずなんじゃないでしょうか。

同じような意味で、同じその用紙の中の下半分のところの食品ロス削減推進計画という表題になってますけど、これもね、本来抑制じゃないといけない。行政の担当としては何か数字が必要だというのは、これ私も理解しないでもないんですけども、例えばこういうサブタイトルがあって、1人1日あたり2gって、具体的な2g何を指すんだってことになるわけ、小さじ1杯じゃないですか。だから、こういうことは、読んだ市民が、じゃあ2g何か減らそうかという話になったときに、何か具体的に浮かぶかって何も浮かばないです。だからもう少し現実的なものを考えたほうがいいんじゃないでしょうか。

せっかく頂いているものに批判するようで非常に悪いんですけども、今日出席してる私たち委員自身も、これに批判をするんじゃなくて、我々も考えないといけないという思いで、私、今、発言しているんですけどもね。

この委員会の役割の1つとしては、もう過ぎてしまったものに対策をするということは当然なんだけど、これからどうするかというのを半分以上の役割を持ってるはずだと思うんですね。ということで、即効性のあるようなことを私たちこの委員会の中で考えて皆さんに提案したほうがいいんじゃないでしょうか。

荒井会長	まず、ごみ処理基本計画についての、これ法律用語だから、ちょっと説明してもらえますか。抑制計画ってするわけにいかないでしょう。
事務局	そうですね、法律の位置づけでもお示ししましたとおり、廃棄物の法律の中で、この計画を定めなければならないという文言が入っておりまして、抑制計画というわけにはいかないかと思いますが、その中で考えられるのは、いかに理念ですとか方針ですとかというところかなと思いますので、廃棄物の処理法の中で。
松坂委員	確かに発生してしまったものは対策するしかないんですよ。これは反論の余地がないだけで、この委員会の役割の半分か、それ以上のところは、これからどうするかという発想で考えますとね、抑制しないといけない、発生させないようにしないといけない。ここに着眼点はあって、その法律の文言に縛られる必要は全然ないと思いますよ。
荒井会長	法律では、一般廃棄物処理基本計画をつくりなさいということになって、つくるためのガイドラインも出てるんですね。 一方、その、じゃあ国は出た対策だけをやってるのかっていったら、先ほど説明がありましたけど3 R、あるいは4 Rという形で、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）。 リデュース（Reduce）というのは、ごみになるものを減らす運動である。 リユース（Reuse）というのはごみになったものを使うこと。お古を妹、弟に使わせるって、これリユース（Reuse）ですね。世の中にあるリサイクルショップというのは、あれ全部リユースショップなんですね。 リサイクル（Recycle）って何かというのは、これ紙が出たり、ごみが出たら、紙をまた紙に再生してる。紙の原料として使うことをリサイクルって呼んでますけども、環境省のその3 R、あるいはプラスRというふうなことで、こちらでやってるような取組を入れて、ごみを抑制しよう、積極的に抑制しよう。それでリサイクル目標なんかも出しているわけで、決して、そのごみ処理対策に特化して計画をつくってるわけではないということが言えるんじゃないかと思いますけど。
事務局	ありがとうございました。 今の基本方針の中にも項目として、ごみの排出の抑制のための方策に関する事項を定めなさいというふうになってまして、当然その中には抑制という言葉も入って、それも含めた計画をつくりましょうという形になっておりますので、よろしくお願いします。
荒井会長	取組をするわけですけども、ごみの排出量としての量は出てこない、リサイクル量として計上はされないけど、実態として、ごみが少なくなる、市が収集するごみが減ることは間違いないと、これは抑制につながっていることだと思います。 すみません、ちょっと遮っちゃって、ごめんなさい。

神田委員	その四街道市はこの処理ということを積極的に捉えて、さっきのご意見のように、抑制ということで処理という言葉を考えて前向きに取り組んでいますということを一言入れたらよろしいんじゃないんでしょうか。国の法律の言葉に縛られることなく未来の形を目指すという意味でも資源化をしたり、ごみを減らすことは大切なことですから、ごみを減らすためには資源化したり、リサイクルしたりということが大事になってくることは、もうこの事業計画見れば明らかかなことですのでね、やってることは処理じゃないんですよ、資源化なんです。そこをもっと明確にして、抑制と資源化ということで明確にすると、前向きに取り組んでいるということが事業計画の中でも分かっていただけになるんじゃないんでしょうか。その辺の言い回しを上手にされるといいかなと思います。
荒井会長	どうもありがとうございます。 松坂委員のおっしゃることも間違ってますし、神田委員のおっしゃていることも間違っていないわけで、その辺をうまく文章として表現して、事務局のほうでしていただければ助かります、次回以降で結構です。
矢澤副会長	1 ついいですか。
荒井会長	はい、どうぞ。
矢澤副会長	リサイクル率、先ほどもご意見ありましたが、最終処分率もそうですけど後退をしてるんですね、目標自体が。非常に気になるのは確かなんですけど、灰溶融のお話の説明が非常に苦しそうな説明をされてるんですけど、端的に聞いて申し訳ない、令和6年、令和7年は灰溶融はやるんですか。
事務局	はい、令和6年は行っているかと思いますが、実際のその行う状況とかがここのクリーンセンターのほうなので、クリーンセンターの職員を呼んでもよろしいでしょうか。いいですか、お願いしてもいいですか。
事務局	じゃあ私のほうから簡単になんですけども、灰溶融のほうは決まった量だけ入れてる形になるんですね。例えば100トンですよ。100トンだけという形なんです。これ先ほど言いづらかったのは、これ処理単価が非常に高いのもあって、これは予算との兼ね合いで、今、四街道市は毎年100トンまでという形で入れてます。だから逆に言うと、この灰溶融自体がもっと施設的に多分進んでいくはずなんです。だから、これが次期ごみ処理施設のほうとかでの検討になっていくんですけど、そういったものの中に今度検討していけば、そういった意味で最終的なリサイクル率は変わるんじゃないかと。 だから今の状況でいくと、その100トンって決めてますので、そういうことで今のところは了承いただければと思います。 以上でございます。

矢澤副会長	今日いただいたA3の資料16で、灰溶融の量が焼却施設の資源化量のところで、令和5年から始めてますので、令和5年度288トンという数字がこれ実績で入っています。令和6年度はまだデータがないんで、ここは空欄でしょうけども、予測のほうに数字が全く入ってないんですね。今のお話だと100トンぐらいはここに入ってくることになるんですか。
事務局	今、ちょっと担当を呼びましたので。
矢澤副会長	はい。
事務局	じゃあ、すみません、ちょっと私のほうから。 恐らくこの最終処分量という形で、最終処分量の中に、多分そのうちの市では、今、最終処分場として普通に灰の処分場に、焼却残渣、あと不燃残渣のものを入れてる。それからその灰の溶融のほうに回しているやつという形になるんですけど、この3つのパターンが多分最終処分量という形、丸く入っちゃってる状態になっていると思います。
事務局	すみません、クリーンセンターの志津です。 ただいま灰溶融の当初の量が288トンになった経緯をご説明いたします そもそも鹿嶋市に灰溶融を計画しまして、令和5年度から排出を予定しましたが、当初100トンで搬出する予定でございました。 もともと目的としてリサイクル率の向上、それから災害時等に埋立処分場がかなり遠いということ、山形とか茨城県の最北部ということなので、灰溶融であれば鹿嶋市というところで、高速道路に何かあったときでも搬出できる。 それとうちの施設、どこの施設もそうなんですけれども、煙突から出る廃ガスをクリーンに保つために、廃ガスにいろいろ有害除去の消石灰を噴霧したり、活性炭を噴霧したり、そういったところでダイオキシンの除去に努めております。 その際に、廃ガスをクリーンにすることで、廃ガス中のダイオキシンが含まれていた場合に活性炭等で吸着させて、それ吸着させたものはバグフィルターで捕まえて、最終的に搬出する焼却灰の中に閉じ込められることになります。それが対外的にはその廃ガスを排出する際法律、基準値を守るために灰に閉じ込められたものの中に埋立て基準を超える場合が一部ございます。それがたまたま令和5年度中に発生しまして、埋立て処分が適正にできないということなので、灰溶融、鹿嶋市であれば全く問題なく処理できるということで、予算措置等対応しまして、通常100トンであったんですが、288トン搬出することになりました。 もともと、その灰を測定したものが超過してから県のほうに報告をして、次回の測定で問題ないことが確認できるまでという、最短で急いでも1か月間、どうしてもその埋立て処分ができなかったんで、クリーンセンターの排出量が大体月230から250ぐらいということで、その量を行ったということです。
矢澤副会長	ありがとうございました。 令和5年度はそういうダイオキシンが埋立て基準超過しちゃったので、溶融せざるを得ない

量が増えたので、100 トンの予定だったけど、それが大きくなった。6 年度以降は、ばいじんの基準超過がないということで、100 トンは溶融、鹿嶋のほうへ持っていかれてるという。

事務局

これ、どちらの市町村さんもそうなんですけれども、灰溶融するというのは料金が高いので、保険という意味で、大体 50 トンとか 100 トンとか切りのいいところで一定数、1,000 トン、2,000 トン出す市であっても、50 トン、100 トンというところを保険にして、お付き合いというか、その道はつくつくというところで、何かあったときには、そういった出せるところに出すというような方式をどこの市も取っておられます。

うちの市の場合は、それが基準で 100 トン、毎年これからも何もなければ 100 トンでいこうと思っております。

矢澤副会長

溶融されたものはどういう利用をされてるんでしょう。

事務局

基本的に溶融して溶かして固めたものは、その溶かした中でレアメタル、それが溶融メタルというんですけれども、溶融メタルで再資源化されるもの、売り払えるもの、その他の残渣については、大体その道路の敷きならし材といったものにリサイクルされるので、一応出した灰は 100% リサイクルされるということになります。そのリサイクル率が向上するというので、取り入れた目的になります。

矢澤副会長

ありがとうございました。

数値目標のリサイクル率とか最終処分率のところは、この 100 トンというものは含まれた上での、この数字ということでしょうか。

事務局

現在の数字では入っていない数字となっています。

矢澤副会長

入っていない。

もし今後とも 100 トンを溶融するのであれば、ここの数字が変わってくる、さらに向上するという。これは四街道市さんの方針次第ということになるわけですね。

荒井会長

それでは施設の方々について、ちょっとそのご退室をお願いしたいと思います。リサイクル率が下がってきてるということについては理解しましたが、もう少しペーパーか何かで説明できるように、しっかり 8 月にしておいてください。

だから、このいわゆる表で、ちょっと説明ならないところが結構あるから、きちっと整理していただけたらと思います。よろしくお願いします。

基本的には 3 R にのっとって、ごみの排出抑制には取り組んでいくよということだと思えますけど、よろしくお願いします。

他に何かありますか。はい、どうぞ。

宮崎委員

ちょっと私いろいろと不勉強で詳しい詳細のことをちょっと理解しにくい部分もたくさん、

今のご説明であったんですけれども、一般的に市民の皆さん方のごみの分別とか、それがどういうふうにリサイクルをされていくのかとか、リユースされていくのかとか、そういったことについての関心度は非常に低いんじゃないかなというふうに感じております、日頃。

これは古紙として、資源として出せば、また紙に再利用されるのであろうものでも、燃えるごみのあのピンクの袋に入れてしまって、もう全部燃してしまっているというようなことを随分見聞きをしております。ですから、こういったもののごみの量を減らすとか、先ほど3つのR、4つのRというようなお話たくさん出ておりますけれども、そういったことにつなげていくための、市として、どう市民に関心を持ってもらうかというようなことは、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうかということがあります。

ここの施設の、今日も皆さんご見学されて、私はちょっと残念ながら見学できなかったんですけれども、小学校の4年生を対象にということのを伺ったような気がしておりますけれども、これはよその市の1例ですけれども、市民が誰でも自由に見学できるような施設を造っているところもあります。そういうところは、市民がこのクリーンセンターの中に入って、見学コースがあって、そういうところを自由に見学しているという事例を、この間、私はビデオで見させていただきました。

そういったことで、市民がもっとごみに対する、ごみをごみじゃなくて資源にしようというような意識に持っていくような方向に、市は何とか努力をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

荒井会長

市民に対する啓発という意味ですね。

ぜひ、それなりのところについて考え等あったら述べてください。

事務局

従来、市のほうでの啓発といいますと市政だよりが主なもので、以前の委員会でもご指摘があったとおり、市政だよりは見ない人がいるんじゃないか、市政だよりに掲載している内容につきましては、四街道市のホームページにも全て載せておりますが、そこはもちろん関心がある人でないと見ないのではないかとということで、前回の委員会でもお話が出ていたかと思います。

「よめーる」のお話をいただきました。「よめーる」に関しましては、項目を設定すると、例えばごみですとかリサイクルに関する項目を登録してくださいということで、その方が登録をすると見れるようになるというものがございます。

そこにつきましては、まだ今の時点では、まだ特にリサイクルに関しての項目がありますという形では載せてはおりません。ただ、それを皆さんの目に触れるようにするには、その方々がリサイクルに関する項目を自動で受信するように設定をしていただく必要が出てきます。

あと、今、廃棄物対策課のほうで、そのごみの減量ですとか、抑制に関しての啓発はいろいろなところのイベントに出向いて、出張フードドライブのような形で。ただ、それも産業まつりですとか、そのイベントに参加してる人にしか止まらない部分もございます。

何が効果的な啓発なのかというところは考えているところでもありますが、例えばフードドライブに関しましては、イトーヨーカドーと連携協定をしたことで、ヨーカドーにボックスを置かせてもらったことによって、非常に多くの量が回収できるようになりました。そういった民間ですとか、市民団体と連携をしながら、いろいろな方法で啓発をして、何が皆さんの目に

止まるのか、何が意識を持ってもらえるのかというところは、今後はこちらのほうとして、いろいろなチャレンジですとか、検討をしながら進めていかないといけないのかなと思っております。

荒井会長 どちらにしろ、様々な形で3 Rなり4 Rなりを市民の皆様に徹底をするという啓発についての意識は持ってるけども、なかなか効果が上がらないという状況にあると。で、今後も取り組んでいきますよということだと思えますけども、そういう内容でよろしいですか。

事務局 はい。

荒井会長 はい、どうぞ。

神田委員 お手本を示すことがすごく大事で、1 か所のごみステーションでも誰かがきちんきちんとなさると、みんなそれに右へ倣えで自然にやっていくんです。ですから、私、前にも申し上げたことあるんですけど、市役所に行けばすごいよとか、それから公民館に行けばすごいよって、小さな家電の回収とか、ああいうのはすごく効果的だと思うんですね。ああいうようなことを、それからさっきのエコショップのこともこれから考えていかなきゃならない。エコショップなんかでも、ちょっとお買物に行った人がぱっと見て分かるような、しかも、子どもにとっても楽しいみたいな、クルちゃんマークをつくるだけではちょっと少ないかなと思う。もっとそういうところで市役所がすごくお手本を示しているというようなムーブメントをつくっていくことがすごく効果的なんじゃないかな。

そういう一部紙面に出したり、ホームページに出したりはしていても、それを興味を持って見る人がいなければ、見てないのと同じことです。頭には全然入ってきませんよね。ですから、関心のある人にはちゃんと入りますが、関心のない人にいかにそれを気づいてもらうかというのがすごく大事なことで、どっかでそういうお手本を示すという、ちょっとムーブメントを、しかも、何ていうのかな、あんまり厳しくて、こうやらずやいけないのよということじゃなくって、楽しく取り組めるようなムーブメントがあるといいなって思うんですけど、そういうところはちょっとおとなしいんじゃないかなと思いますね。

荒井会長 前からいろんな、そういう議論がいっぱい出ていますので、市のほうでその辺は考えていただけたらなと思います。

土門委員 直接は関係ないと思いますが、ある新聞の、私、編集手帳という切り抜きを持ってまいりました。

今、家庭のごみ、行政の方についてのちょっと意見があったようですが、それに対してのちょっと面白い回答がありますので、読ませていただきます。抜粋してちょっと短くさせていただきます。

「ことわざ辞典によれば、縁の下の掃除番という言い方もあったらしい。建物を清潔に保つのにひたむきに清掃する人への敬意を示す言葉だったかもしれない。日本を訪れる外国人はご

みのない町並みに驚くという。きれいに見えるのは家庭の小まめなごみ分別はもちろん、計画性の高い行政の回収活動があるからである。日本は最大な手間とコストをかけて世界に類を見ないごみ処理の制度を築き上げてきた。リチウムイオンの電池の分け方を損ねると、これが今壊れつつある分別の芸をもっと極めていきたい」というふうにちょっと書いてありますけども、やはりこれは家庭と行政が一体になって初めてきれいな四街道になると思いますね。

どちらかが頑張ってもいけないですので、皆さんお互い協力し合って、行政の方も一生懸命私たちとここで協議しておりますので、私たちも一緒に協力していきたいと思います。

荒井会長

どうもありがとうございます。

さっきから出ている議論もそうなんですけども、最後に締めていただきましたけど。

行政と住民の皆さんの協力体制というのは非常に重要であると。それをいかに行政がつくっていく、お膳立てをするかということが重要なのではないですかという、新聞からの記事を引いて説明していただきました。どうもありがとうございます。

それから、見学者の話ですけど、それは全国的な事情は私よく知っていますから言いますと、結構最近では自由に出入りしていいですよということが、売りものにするという施設というのがあります。

ただ、そのとき問題になるのは、例えばいわゆる見学者スペース以外のところに見学者の方が入り込んで、それでけがをする、あるいは、そのごみ処理施設の故障を引き起こす、それは絶対に避けなきゃいけないので、いわゆるお客さん用のスペースと、それからバックヤードって言っているようなんですけども、作業、仕事で使う区画というのを分離しなきゃいけない、きちっと分離しなきゃいかんということがありまして、新しく造るところではそれが可能なんですけれども、なかなか前からある施設はそういう対応するというのが難しいもんですから、ここで言えば、新しい施設が計画されるときに、そういった観点も盛り込んだらいいのかなというように思っています。

以上です。

他にありますか。最終的にはやっぱり市民、はい。

松坂委員

皆さん、まだ発言されてない方がおる中でしゃべるのは気が引けるんですけど、時間も迫っておりますんでね、この中で、この場で答えを期待してはおりません、当然。

私のこのずっと前から思ってること、ちょっと爆弾宣言になって、行政の人がひっくり返るかも分らんこと言うんですけども、この四街道市には、ごみ処理対策委員会と、この委員会とクリーンセンター運営委員会という2つございます。後者は眼前に出ているごみの処理に対するのが主眼ですから、それはそれで大きな役割が当然あるんです。

この委員会は将来に向かって、どういうごみ処理行政を考えるかという側面が私はあると思ってるんですね。そういう意味で、そういう観点で、将来、私、何年いるか分らんけども、例えば61ページの下のとこに文言がありますけれども、将来も安定したごみ処理を継続していかないかんということ、確かにそのとおりです。ただね、今のようにこういう眼前の問題だけの問題ではなくて、ごみ処理行政という観点で見た場合には、ごみ処理を独立採算に持っていきたい、私はそう思ってるんですよ。恐らく全国になさそうです。だから四街道から、こうい

うのを発想していったいいんじゃないかと。

つまり、ごみ処理、このクリーンセンターだけの問題では独立採算なり得ません。これ収益企業じゃありませんから。ですから、プールであるとか、温浴施設とか、そういうものを含めて、独立採算できるような方向に行政を引っ張っていく必要がある。これは市の1部門だけの仕事じゃもちろんありません。これは会長にも大きな負担になってくる、大きな課題なんですね。

だから、これはね、首長にも働きかけながらね、こういう視点でもって、今後を考えてってもらいたいということを私、期待したいと思ってます。

以上。

荒井会長

どうもありがとうございます。独立採算にという、事業としてやるという方向性をご指摘されたんだと思いますけれども、その辺のところについても、ちょっと調査をさせていただけたらと思います。いわゆるPFIなんかが導入されてきて、完全な独立した事業としてはないけれども、採算性を十分に考えた、それから民間企業のノウハウを生かせる仕組みとして、ごみ処理をやってる例が増えてきてますので、その辺の調査も併せてお願いできたらなと思っています。よろしくお願いします。

それでは、いろいろいい議論ができたかなと思うんですけども、時間がもうそろそろいっぱいいっぱいになってきましたので、取りあえず特になければ、以上で、宿題が結構、事務局には出ましたけど、8月までの間にちゃんと整理していただけたらなと思っております。

よろしいですか、これで締めていって。何かありますか。

事務局

じゃあ私から。

荒井会長

はい、どうぞ。

事務局

ちょっと事務局のほうからご連絡というか、ちょっとお話しさせてもよろしいですか。

荒井会長

はい、どうぞ。

事務局

委員の皆様のほうには、昨年度に委員の継続のお願いをしております。皆様に継続していただける旨のお返事をいただいております。本日お配りいたしました承諾書のほうなんですけれども、こちらのほうご記入いただきまして、本日そのまま机の上に置いてお帰りになられますよう、お願いしたいところでございます。

また、次回のごみ処理対策委員会のほうは8月頃の開催を予定しております。本日、日程調整表というものを置かせてもらいました。今日分かる限りで構いませんが、出席可能な日程に丸をつけていただいて、こちらでもできればですけど、机の上にそのまま置いていただければと思います。

ただ、今この場じゃ分からないということであれば、お持ち帰りいただいて、後日、事務局のほうに、何でも結構でございます、電話でもメールでも何でも構いません、ご連絡いただけ

ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆様の出席可能な日程で決まれば、また、詳細のほうはご連絡、こちらのほうからさせていただきますければと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

荒井会長

どうもありがとうございます。

せっかくのご意見ですので、何かほんとにどうしても最後これだけは言っときたいという意見ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

中田委員

たたき台をつくっていただいたサブタイトルについてなんですが、この中から私は、ゼロから私たちがつくるとするのはすごく難しいことなので、たたき台つくっていただいて本当にありがたいと思います。

ただ、今日の議論のように、このタイトル案ではちょっと足りないんじゃないかというものがあるのであれば、私、子ども・子育て会議にも出ていますけれども、委員の方がゼロからつくった選択肢をここに加えるということももちろん問題ないですよ、と思いますので、そういうのも含めて、本日ちょっとサブタイトルの議論まで進まなかったようですので、例えばそのごみ発生の抑制に関してもっと、1つ選択肢つくってみたらとか、私は個人的に食品ロス削減推進計画についての4つ目の「四街道市を世界に誇れるまちへ」というところの「四街道を日本に誇れるまち」という選択肢を1個入れてもいいのかなと思ったりなんかしていますけれども、サブタイトルに関して、今日の議論がすごく熱いものでしたので、それをサブタイトルに反映するようなことを次回までに委員の皆さんが考えてくるということもありではないかなと思いました。

ちょっとサブタイトルの検討までいかなかったのが残念かなと思いましたので。

荒井会長

どうもありがとうございます。

ちょっと議事の進め方があまりよくなかったのかもしれませんが、案件別にやってくということももちろんあるので、案件別に順を追ってやってくと。フリーな議論を今日しちゃったんですけど、議論が発散しちゃって、なかなかまとまりがつかなかったが、その分いい議論ができたという部分もあるのかなと思っております。

他になければ、以上をもって、若干時間が2分ほど残ってますが。

事務局

それであれば、ちょっと。

荒井会長

はい。

事務局

今の中田委員さんのちょっと意見を私使わせていただければと思うんですけども、例えば次回の委員会までに、皆さんもし、これほんとたたきになります。何か思い浮かんだり、何かいい案が出たら事務局に何でもいいんでいただければと思います。

そしたら、それを我々のほうでまたご提示させてもらって、決められたらいいのかなって、ちょっと思いますので。

こういうのって意外に散歩してるときに、ああ、いい案出たとかってあると思いますので、もしお時間が、今度8月ぐらいになるんですけども、それまでの間に何か浮かんだら、どしどし募集しますので、いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

荒井会長

どうもありがとうございます。

「四街道を日本に誇れるまちへ」というような形でも結構ですので、ぜひ事務局のほうへ思いついた案で結構ですので、挙げていただけたらと思います。

取りあえず時間になりましたので、議長の任を解かせていただきます。事務局へお返しますので、よろしくお願いいたします。

事務局

荒井会長、本日はありがとうございました。

また、委員の皆さんが、本日、長い時間ちょっとかかっておりまして、また、ほんとにいろんな議論いただきまして、ありがとうございます。

本日、委員の皆様いただいた、こういう様々な意見なんかを参考にしまして、また、計画の策定のほうを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回四街道市ごみ処理対策委員会のほうを閉会いたします。

本日はありがとうございました。お疲れさまでございました。